

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和7年4月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等					
商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
建築業岡田	岡田喜八郎	中津市大字上如水479-2	大分県知事許可 (般-6)第13052号	建築工事業	令和7年4月2日
特殊基礎建設(株)	橋本 康弘	大分市六坊北町2-35	大分県知事許可 (般-4)第5138号	とび・土工工事業	令和7年4月2日
(株)LOL	福田 恭司	大分市生石2-2-20西大分ビル201	大分県知事許可 (般-5)第15162号	電気工事業	令和7年4月9日
(有)市原建設工業	市原 豪	佐伯市弥生大字井崎958-1	大分県知事許可 (般-3)第9502号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和7年4月16日
(株)イントラスト	大塚 公誠	大分市大字八幡1649-1	大分県知事許可 (般-6)第15199号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和7年4月17日

(一部廃業)					
(有)サンキ	森 真一	竹田市大字久保631-1	大分県知事許可 (般-3)第6772号	土木工事業、とび・土工工事業、 石工事業、鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゅんせつ工事業、水道 施設工事業	令和7年4月3日
真幸工業	田原 健司	津久見市文京町2-5	大分県知事許可 (般-4)第14302号	土木工事業、とび・土工工事業、 石工事業、舗装工事業、しゅんせ つ工事業、水道施設工事業、解体 工事業	令和7年4月7日
(株)メイソン	名村 啓三	大分市日吉町13-19	大分県知事許可 (般-2)第10313号	板金工事業、ガラス工事業、塗装 工事業、建具工事業	令和7年4月10日
鶴崎海陸運輸(株)	疋田 功道	大分市大字三佐1000	大分県知事許可 (般-3)第14781号	大工工事業、左官工事業、屋根工 事業、タイル・れんが・ブロック工事 業、板金工事業、ガラス工事業、 塗装工事業、防水工事業、内装仕 上工事業、熱絶縁工事業、建具工 事業	令和7年4月10日
武美(株)	高野比呂志	大分市原川1-1-9	大分県知事許可 (般-4)第12370号	防水工事業	令和7年4月15日